

平成 30 年（2018 年）9 月 12 日

指定居宅介護支援事業所開設者 様

諏訪広域連合介護保険課

訪問介護の生活援助中心型サービスが規則で定める回数以上となる場合の届出について
(通知)

介護保険事業につきましては、格別のご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成 30 年度介護保険制度改正により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 号の 2 が新設され、これに基づき「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」（平成 30 年厚生労働省告示第 218 号）が定められ、本年 5 月 2 日付けで公布されたところであり、その詳細については下記のとおりになりますので内容をご了知のうえ適正な取り扱いをお願いします。

記

1. 趣旨

訪問介護における生活援助中心型サービスについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点から、ケアプランに厚生労働大臣が定める回数[※]以上の訪問介護を位置付ける場合に、当該ケアプランを市町村への届け出を義務付け、そのケアプランについて、市町村が地域ケア会議の開催等により検証を行うこととしている。

これは、生活援助中心型サービスについては必要以上のサービス提供を招きやすい課題がある一方で、利用者において様々な事情を抱えている場合もあることを踏まえて、利用者の自立支援にとって、よりよいサービスとするためケアマネジャーの視点だけではなく、多職種協働による検証を行い、必要に応じてケアプランの内容の是正を促すものである。

※厚生労働大臣が定める回数：介護状態区分に応じてそれぞれ 1 月あたりの回数

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

2. 適用開始期日

平成 30 年 10 月 1 日

3. 届出方法

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護の生活援助中心型サービスを位置付けたケアプラン（利用者の同意を得て交付したもの）について、当該ケアプランを作成したケアマネジャーが下記

の提出書類を市町村に提出すること。

1) ケアプランの提出先

利用者の住所地である市町村

2) 提出書類（各1部）

- ・訪問介護の生活援助中心型サービスが規則で定める回数以上となる場合の届出書（別紙1）
- ・添付資料（フェイスシート、アセスメントシート、ケアプラン（第1表～第3表））

諏訪広域連合 介護保険課
事業所担当係長 五味
介護審査係 宮田 宮武
電話：82-8162(直通)
電話：72-2101(内線343) FAX：71-2071
E-mail：kaigo@union.suwa.lg.jp